建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領新旧対照表

新	旧	備考
建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領 （令和６年(2024 年) 1 月 11 日事調第 1014 号 事業調整課長から各産業振興部長・地域産業担当部長あて） 一部改正　令和６年（2024 年）12 月　日事調第　号 １　目的　（略） ２　用語の定義　（略） ３　ＣＣＵＳ活用モデル工事（略） （１）　対象工事　（略） （２）　入札公告及び特記仕様書への明示　（略） （３）　試行内容　（略） （４）　基準の達成状況の確認方法　（略） （５）　工事施行成績評定への反映　（略） （６）　ＣＣＵＳ活用にかかる費用 ア　カードリーダー設置費用 カードリーダーの購入の費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は１台当たり１万円、iOS の場合は１台当たり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。　（略） イ　現場利用料（カードタッチ費用）　（略） （７）　アンケートの実施　（略） ４　**ＣＣＵＳ活用モデル工事実施フロー　（略）** **別紙－１** １　入札の公告　（略） ２　特記仕様書 ○ 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について １　（略） ２　（略） ３　（略） ４　（略） ５　（略） ６　ＣＣＵＳ活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき計上することとする。 この際、これらの費用は共通仮設費として計上し、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。 （１）カードリーダー設置費用 カードリーダーの購入の費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は１台あたり１万円、iOS の場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき設計変更する。原則として、１工事あたり２台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、２台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、２台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は１台あたり１万円、iOS の場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。 また、カードリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、１工事当たり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。 なお、ＣＣＵＳの継続的な観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。 （２）現場利用料（カードタッチ費用）　（略）	建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領 （令和６年(2024 年) 1 月 11 日事調第 1014 号 事業調整課長から各産業振興部長・地域産業担当部長あて） １　目的　（略） ２　用語の定義　（略） ３　ＣＣＵＳ活用モデル工事（略） （８）　対象工事　（略） （９）　入札公告及び特記仕様書への明示　（略） （１０）　試行内容　（略） （１１）　基準の達成状況の確認方法　（略） （１２）　工事施行成績評定への反映　（略） （１３）　ＣＣＵＳ活用にかかる費用 ア　カードリーダー設置費用 カードリーダーの購入~~等~~の費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は１台当たり１万円、iOS の場合は１台当たり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。　（略） イ　現場利用料（カードタッチ費用）　（略） （１４）　アンケートの実施　（略） ４　**ＣＣＵＳ活用モデル工事実施フロー　（略）** **別紙－１** １　入札の公告　（略） ２　特記仕様書 ○ 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について １　（略） ２　（略） ３　（略） ４　（略） ５　（略） ６　ＣＣＵＳ活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき計上することとする。 この際、これらの費用は共通仮設費として計上し、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。 （１）カードリーダー設置費用 カードリーダーの購入~~等~~の費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は１台あたり１万円、iOS の場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき設計変更する。原則として、１工事あたり２台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、２台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、２台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は１台あたり１万円、iOS の場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。 また、カードリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、１工事当たり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。 なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。 （２）現場利用料（カードタッチ費用）　（略）	字句の削除 字句の追加